

藤沢市市税条例の一部改正について
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例(平成10年藤沢市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第23条の2第7項中「第15条第29項」を「第15条第28項」に改め、同条第8項中「第15条第30項」を「第15条第29項」に改め、同条第9項中「第15条第31項」を「第15条第30項」に改め、同条第10項中「第15条第33項第1号」を「第15条第32項第1号」に改め、同条第11項中「第15条第33項第2号」を「第15条第32項第2号」に改め、同条第12項を削り、同条第13項中「第15条第39項」を「第15条第37項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「第15条第42項」を「第15条第39項」に改め、同項を同条第13項とし、同項の次に次の2項を加える。

14 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

15 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

第23条の2第16項中「において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項」を削り、同条を第23条の3とする。

第23条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3の条例で定める割合)

第23条の2 法第349条の3第28項の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

2 法第349条の3第29項の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

3 法第349条の3第30項の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

第25条中「府令第15条の3第2項」を「府令第15条の3第3項並びに第

15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第26条の見出し及び同条第1項中「あん分」を「按分」に改め、同条第2項中「あん分」を「按分」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（以下単に「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする」を加え、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第30条の2第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

第42条の2に次の1号を加える。

(3) 1,000円以下（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の入湯料金で入湯する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第42条の2に1号を加える改正は、平成29年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正されたことに伴い固定資産税等の課税標準の特例割合等を規定するため、及び入湯税の課税免除の対象を拡大するため、所要の改正をする必要による。